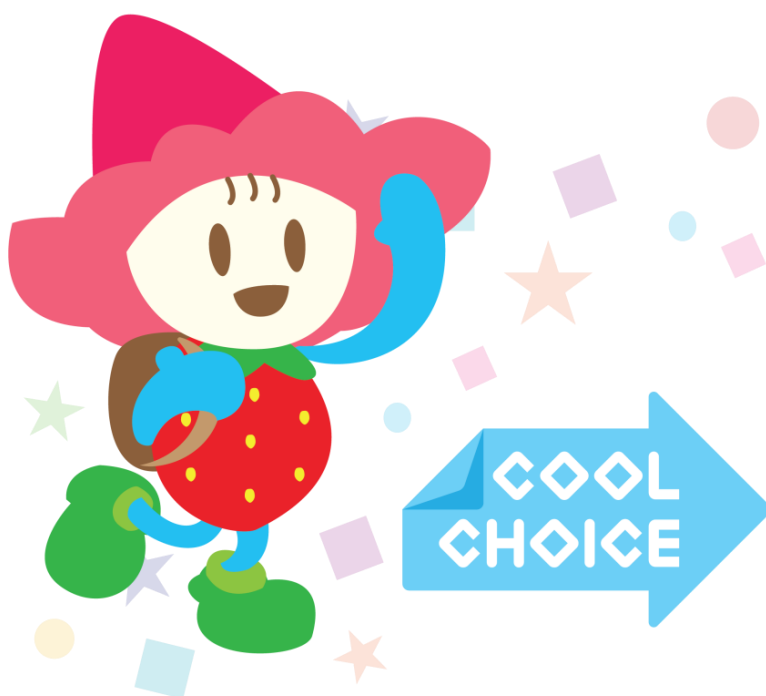


鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画

～みんなでつなぐ緑のまち 鹿沼～

平成29年度 施策の状況



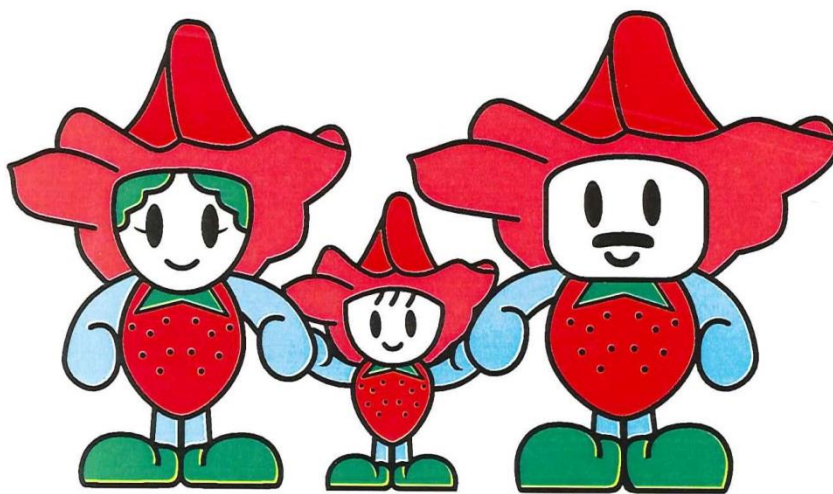
平成30年11月



1. 花と緑と清流のまちづくり基本計画

花と緑と清流のまちづくり基本計画（以下、本計画とする。）の目的は、鹿沼市（以下、本市とする。）にある緑地の保全、緑化の推進を図り、花と緑と清流によるまちづくりを進めていくことです。本市の約7割は山林や田畑であり、これらの自然豊かな緑が美しい景観の形成を担っています。この美しい緑を後世にも受け継いでいくために、本計画の施策を通じて緑の質の向上や保全を図る必要があります。

この報告書は平成29年度の各施策の状況を報告し、緑に対する意識の向上を図ることを目的に作成したものです。



2. 緑の取組みの報告方法について

各年度の緑の取組みについては、実績を総括しホームページに掲載します。

また、5年に一度のアンケート調査を実施する年度には、過去5年間の取組み内容を総括し、冊子を作成します。冊子は各自治会、公共施設、及びアンケート調査対象者に配布します。

平成29年度 施策の状況報告

1.緑の保全

緑は、美しい景観の形成や市民の憩いの場としての機能だけでなく、市民の暮らしを守るために必要な機能も備えています。森林には、水を蓄える機能や土砂の流出を抑える機能等があります。それらの機能が十分に発揮できるよう、林業事業者に対して森林経営整備計画の策定を呼びかけています。

また、緑を保全していくためには、生態系の維持も必須となります。区域外から持ち込まれた外来種により、在来種へ影響が発生します。適正な外来種への対応と在来種の保護を行うことで、生物多様性の保全を進めています。

29年度の主な実績

「深津のザゼンソウ群落」個体数調査を実施しました。
(297株)

特定外来生物への対策として、アライグマ用の箱罠を活用した捕獲の推進をしました。

森林経営計画策定の周知、要請を行いました。

特定外来生物 アライグマ

原産地：北アメリカ

体重：4～10数kg 頭胴長：41～60cm 尾長：20～41cm

特徴：白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で4～7の輪模様を尾に持つ。

被害：捕食対象が幅広く、北海道ではニホンザリガニなどの固有在来種の捕食が確認されている。また、農作物への被害も深刻。



出典：「日本の外来種対策」（環境省）

(<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/L-ho-12.html>)

2.緑化の推進

今ある緑を保全していくことはもちろんのこと、質の高い緑を増やしていくことも重要です。市内に質の高い緑を増やすために、緑化重点地区を設定するなど緑化の推進を行っています。

29年度の主な実績



津田小学校のモクゲンジを市の天然記念物に指定しました。(H29.4.27)

耕作放棄地のうち
2.52haを
解消しました。

景観重要樹木を
募集し、指定に向け、
景観審議会を
開催しました。



〈コラム〉景観重要樹木

市は、良好な景観の形成に重要で、一定の基準に該当する樹木を景観重要樹木として指定することができます。

毎年、景観重要建造物と併せて募集を行います。平成29年度までに指定された樹木は、十二社神社境内のイチョウ、光明寺境内の枝垂れ桜の2件です。

3.緑に対する意識の向上

住民一人ひとりが、自らの住む地域の緑に対して責任を負っていると自覚し、保全や推進を行っていくことが重要となります。緑に対して関心・知識を持っていただくために、さまざまな体験イベントや学習講座を実施しています。

29年度の主な実績

環境学習講座基礎課程を
3コース計8回
開講しました。
全体で約200人が
参加しました。

友好都市交流事業として
墨田区、足立区民向けに
植林体験や間伐体験等を
開催しました。

市内の小中学生
約1,800人が自然
体験交流センターで
自然生活体験学習を行
いました。

緑化及び森林愛護作文・
ポスターコンクールを
実施し、入賞作品の展示会
を行いました。

4.公園の再整備や配置の見直し

都市公園は市内に78か所あり、そのうち、開設から30年以上経過している公園は27か所で全体の約35%を占めています。さらに10年後には55か所になり、全体の約70%を占めることとなります。公園を安心して利用することができるように、本市では「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の更新を行っています。

公園をたくさんの方に利用いただけるよう、安心して利用できる安全な公園づくりを進めていくとともに、魅力ある公園づくりをより一層推進していきます。

29年度の主な実績

市内15か所の公園で、
遊具を更新しました。
(滑り台6基、ブランコ
2基など計28基)

更新前



更新後



5.共通方針

緑地の保全、緑化の推進は、市民・事業者・行政が一体となり、協働で進めていくことが理想です。自らができる範囲で周囲の環境の維持向上を図るために、さまざまな取組みを行っています。

29年度の主な実績

庭園のまちを推進し、
フラワーロードの
花の植替えを
行いました。





- **公園施設長寿命化計画（P5）**

地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全及び維持管理予算の縮減を目的とした計画のことをいいます。

- **森林経営計画（P2）**

効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした計画のことをいいます。作成するのは「森林所有者」または「森林経営の委託を受けた者」で、5年を1期としています。

- **特定外来生物（P2）**

「特定外来生物被害防止法」に基づき、環境省が指定している、生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種のことをいいます。

- **都市公園（P5）**

「都市公園法」に基づき、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園・緑地のことをいいます。

- **フラワーロード事業（P6）**

対象エリア内の幹線道路をフラワーロードに指定し、街路灯にフラワーポットを設置します。そして、近所の住民や商店、事業主がオーナーとなり、日々の維持管理や花の植替えなどを行います。

- **緑化重点地区（P3）**

緑地の整備や都市緑化を重点的に推進するモデル地区としての役割を持つ地区のことをいいます。市内では土地区画整理事業が行われた「貝島西地区」と「新鹿沼駅西地区」の2地区が指定されています。

